

# 広報あじす

お知らせ版



AJISU

昭和62年

No.188

10 / 20

広報あじす 毎月5日 発行

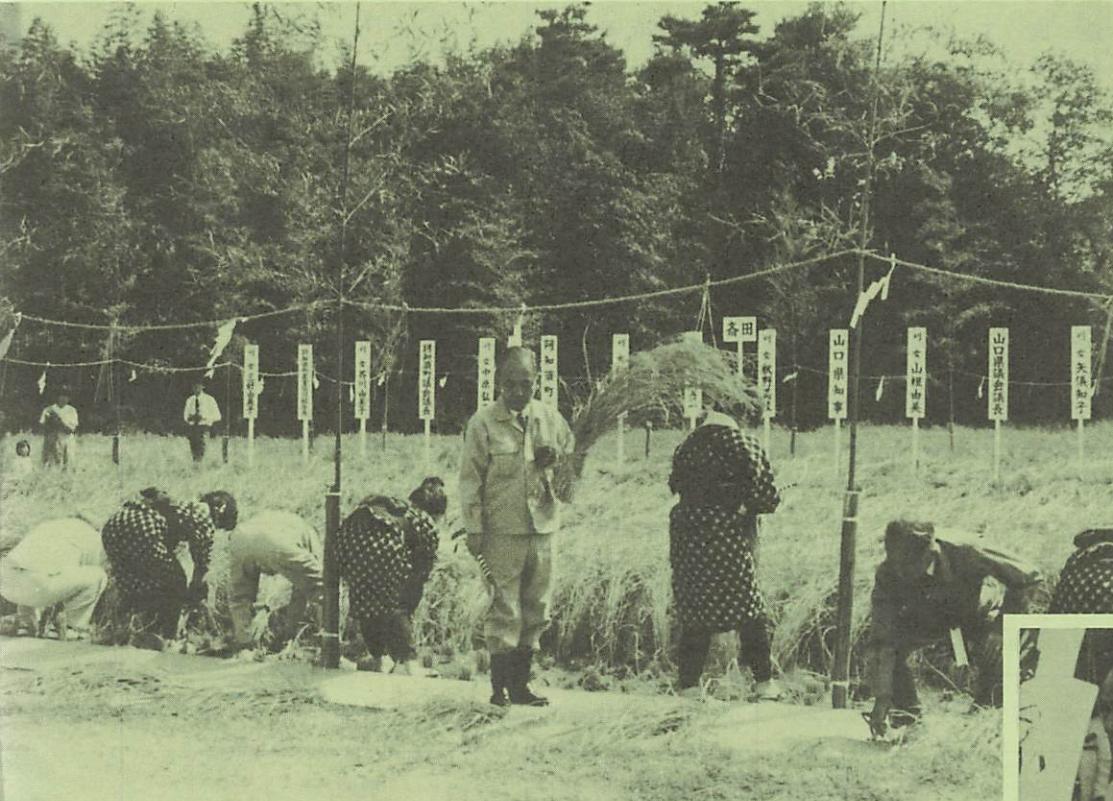
お知らせ版 每月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



平井県知事もカマで刈りとり（上）

奉耕者の芥川夫婦（右）



## 献穀「満足のいくできばえ」

芥川貞一さんの田で抜穂式

新嘗祭に献上される米の抜穂式が十月八日、芥川貞一さん（モト）引野区の田で行われました。

式には県・町・地元の関係者ら約百人が参加、神事のあと奉耕者の芥川さんを中心には、平井県知事、三好町長、「刈り女」ら計十六人が、カマを手に稻穂を一人が九株ずつ刈りとりました。

献穀田は芥川さんの水田七十七アールのうち三アール。五月十一日に播種し、六月十八日に田植えをしました。

品種は県の奨励品種のヤマホウシで、七月下旬のウンカの発生や、八月の台風と悪条件が続いたものの芥川さんの話では「種をまいて百五十一日、一生懸命管理しました。県、町、農協の懇切な指導と自然の恵みにより自分としては満足のいく出来です」とのこと。

ちなみに、本町からの献穀は昭和三十八年に中尾定雄さん（南祝・故人）が稲を献上して以来二十四年ぶりのことです。

この日刈りとった稲は選別され一・八リットル（一升）だけ十月三十日に宮内庁へ納められます。

「刈り女」は次のとおり地元の引野や向井関地区、芥川さんの親戚の娘さんたちでした。

（敬称略）  
糸野溝枝、柳井貴代子、西橋紀美子、芥川由美子、中原弘子、三好由美子、山根由美、矢儀知子

新嘗祭に献上される米の抜穂式が十月八日、芥川貞一さん（モト）引野区の田で行われました。

式には県・町・地元の関係者ら約百人が参加、神事のあと奉耕者の芥川さんを中心には、平井県知事、三好町長、「刈り女」ら計十六人が、カマを手に稻穂を一人が九株ずつ刈りとりました。

献穀田は芥川さんの水田七十七アールのうち三アール。五月十一日に播種し、六月十八日に田植えをしました。

品種は県の奨励品種のヤマホウシで、七月下旬のウンカの発生や、八月の台風と悪条件が続いたものの芥川さんの話では「種をまいて百五十一日、一生懸命管理しました。県、町、農協の懇切な指導と自然の恵みにより自分としては満足のいく出来です」とのこと。

ちなみに、本町からの献穀は昭和三十八年に中尾定雄さん（南祝・故人）が稲を献上して以来二十四年ぶりのことです。

この日刈りとった稲は選別され一・八リットル（一升）だけ十月三十日に宮内庁へ納められます。

「刈り女」は次のとおり地元の引野や向井関地区、芥川さんの親戚の娘さんたちでした。

## 昭和62年度 4月～9月建設工事入札契約状況

工事名	落札金額 千円	落札業者名	工事場所
東岐波本由良線舗装工事	11,000	日立建設	阿知須町岡・浜表・赤迫地内
旦公民館広場造成工事	2,700	阿知須建設	〃 旦 〃
清掃センター舗装、排水工事	1,280	石川建設	〃 岡山 〃
南向道路舗装工事	1,900	大栄建設	〃 岩倉 〃
靈廟管理棟防水工事	1,790	巴商會	〃 岡山 〃
海岸線センターライン補修工事	435	三栄商事	〃 繩田・小古郷 〃
駅通り線区画線補修工事	1,300	三栄商事	〃 浜・砂郷 〃
阿知須小学校管理棟屋根スラブ防水補修工事	1,000	吉南土木工業所	〃 浜 〃
東区排水管布設工事	440	山本工務店	〃 東条 〃
砂郷下水路ヒューム管布設工事	930	石川建設	〃 砂郷 〃
岩倉西飛石線道路改良工事	22,500	阿知須建設	〃 岩倉 〃
阿知須漁港内排水路工事	3,180	山本工務店	〃 築地 〃
焼野線外2件ガードレール設置工事	490	石川建設	〃 焼野・旦・南祝 〃
黒谷水路改修工事	1,450	吉南土木工業所	〃 引野 〃
飛石水路改修工事(B工区)	2,400	玉川建設	〃 飛石 〃
門松水路改修工事	1,980	阿知須建設	〃 旦 〃
東岐波本由良線配水管布設工事(第2工区)	1,670	中村昭三商店	〃 浜表 〃
日の山地内配水管布設工事	3,900	吉南土木工業所	〃 日の山 〃

が次のとおり開かれます。  
 ▽日時　十月二十七日(火)  
 午後一時半～三時半  
 ▽場所　町公民館二階大会議室  
 ▽講師　漆原多美恵氏(サビエル高校校長)  
 ▽演題　地域とともに美しい人生を

### 婦人問題講座

10月27日

お年玉つき年賀はがき

11月5日発売

お年玉つき年賀はがきは十  
月十五日に発売されます。  
金なし四十円の二種類です。  
寄付金つき四十五円と寄付  
金なし四十円の二種類です。  
「梅下麗人」「ふぐちょうち  
ん」の絵柄が印刷されています。  
阿知須郵便局の取扱いは総  
数十五万二千八百枚(うち寄  
付金つき一万枚)です。  
こどしの新春に町内で配達  
された年賀状は約十七万八千  
枚でした。  
受け付けは12月15日から  
年賀状の受け付けは十一月  
十五日からです。元旦に配達  
されるためには十二月二十一日  
までに差し出すようにしまし  
よ。

# 各課からのお知らせ

役 場合4111  
教育委員会 2022

口(2)三六六〇) または町商工  
会(22229)まで

11月は下請取引  
適正化月間

口(2)三六六〇) または町商工  
会(22229)まで

小規模企業共済制度

「小規模企業共済制度」は  
国がつくった事業主の退職金  
制度です。

月々掛金を納付していくこ  
とにより、事業主が第一線を  
退いたときなどに、法律で定  
められた共済金が支払われま  
す。

掛け金は全額所得控除となり、  
節税しながら財産づくりの役  
に立ちます。

くわしいことは町商工会まで  
お問い合わせください。

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、受領した物品を返品して  
はならない(返品の禁止)△下  
請代金を不正に安く定めては  
ならない(買いたたきの禁止)

△製品を均質にするため原材  
料や工具・部品等を自己から  
購入させる場合を除き、自己  
の指定する物を購入させては  
ならない(購入強制の禁止)

△有償支給した原材料等の対  
価を下請代金の支払期日より  
早い時期に支払わせてはなら  
ない(有償支給原材料等の対  
価の早期決済の禁止)△割り  
引き困難な手形の交付の禁止

十一月は下請取引適正化推  
進月間です。

下請代金支払遅延等防止法  
は、下請取引の規則を定めた  
もので、この規則を親事業者  
が守ることによって、下請取  
引をより公正なものにし、下  
請企業の利益の保護を図るこ  
とを目的としています。

この法律では次のよう規定  
を定めています。

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、受領した物品を返品して  
はならない(返品の禁止)△下  
請代金を不正に安く定めては  
ならない(買いたたきの禁止)

△製品を均質にするため原材  
料や工具・部品等を自己から  
購入させる場合を除き、自己  
の指定する物を購入させては  
ならない(購入強制の禁止)

△有償支給した原材料等の対  
価を下請代金の支払期日より  
早い時期に支払わせてはなら  
ない(有償支給原材料等の対  
価の早期決済の禁止)△割り  
引き困難な手形の交付の禁止

## 総務課

有線 2113

### 無料法律相談

財団法人法律扶助協会山口  
県支部と山口県弁護士会では  
無料法律相談会を次のとおり  
開きます。

△内容 家庭問題、サラ金問  
題、交通事故、相続問題など  
の問題  
△会場 町役場二階保健室  
△回答者 清水茂美氏(山口  
市、弁護士)

## 住民課

有線 2132(福祉)

### 老齢福祉年金 証書をお返し

11月6日、出張サービス

町住民課では老齢福祉年金  
証書をお渡しするための出張  
サービスを十一月六日(金)  
に左表のとおり行います。

去る八月に町へ提出してい  
ただいた証書に、新しい支給  
額を書き込みましたので、そ  
の証書をお返しするためです。  
受給者は印鑑をもつて最寄  
りの会場へお出かけください。  
代理人でも結構です。

当日、受けられない人には  
七日以降、町住民課でお渡し  
します。

なお、八月から十一月分ま  
での年金は十一月十日以降、  
郵便局で受けられます。受給  
該当者は町内で二百十三人。

県では移動援護相談会を次  
のとおり開きます。

戦没者の遺族ならびに旧軍  
人軍属などのみなさまに、県  
援護老人課の職員が直接相談  
に応じます。

近くの会場でお気軽にご相  
談ください。

△日時と場所 十一月十一日  
(木)午前十時~午後三時  
(小野田市役所)十一月二十  
日(金)午前十時~午後三時  
(山口市役所)

## 保健衛生課

有線 2122

### 精密検査は 早目に受けて

肺結核、肺ガン検診

町では八月三十一日から九  
月四日まで「肺結核および肺  
ガン検診」を行いました。

精密検査の必要な人には通  
知を出しました。

また、今回の検診がレント  
ゲン間接撮影であつたため、  
医師が「異常の疑いのある箇  
所が、病気が完治した跡など  
を出します。

△日時 十月十二日(月)~  
三十一日(土)午前八時半か  
ら午後五時まで、土曜日は正  
午まで

△場所 役場待合所

## 原爆供養塔の納骨 名簿をお見せします

山口保健所は「原爆供養塔  
納骨名簿」を次のとおりお見  
せします。

△日時 十月十二日(月)~  
三十一日(土)午前八時半か  
ら午後五時まで、土曜日は正  
午まで

△場所 役場待合所

## 事業主の退職金制度

小規模企業共済制度

「小規模企業共済制度」は  
国がつくった事業主の退職金  
制度です。

月々掛金を納付していくこ  
とにより、事業主が第一線を  
退いたときなどに、法律で定  
められた共済金が支払われま  
す。

掛け金は全額所得控除となり、  
節税しながら財産づくりの役  
に立ちます。

くわしいことは町商工会まで  
お問い合わせください。

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、受領した物品を返品して  
はならない(返品の禁止)△下  
請代金を不正に安く定めては  
ならない(買いたたきの禁止)

△製品を均質にするため原材  
料や工具・部品等を自己から  
購入させる場合を除き、自己  
の指定する物を購入させては  
ならない(購入強制の禁止)

△有償支給した原材料等の対  
価を下請代金の支払期日より  
早い時期に支払わせてはなら  
ない(有償支給原材料等の対  
価の早期決済の禁止)△割り  
引き困難な手形の交付の禁止

十一月は下請取引適正化推  
進月間です。

下請代金支払遅延等防止法  
は、下請取引の規則を定めた  
もので、この規則を親事業者  
が守ることによって、下請取  
引をより公正なものにし、下  
請企業の利益の保護を図るこ  
とを目的としています。

この法律では次のよう規定  
を定めています。

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、あらかじめ定められた下  
請代金を支払時に減額しては  
ならない(支払遅延の禁止)

△下請事業者に責任がないの  
に、受領した物品を返品して  
はならない(返品の禁止)△下  
請代金を不正に安く定めては  
ならない(買いたたきの禁止)

△製品を均質にするため原材  
料や工具・部品等を自己から  
購入させる場合を除き、自己  
の指定する物を購入させては  
ならない(購入強制の禁止)

△有償支給した原材料等の対  
価を下請代金の支払期日より  
早い時期に支払わせてはなら  
ない(有償支給原材料等の対  
価の早期決済の禁止)△割り  
引き困難な手形の交付の禁止

## 中小企業課

有線 2123

### 年末資金を融資

国民金融公庫では、中小企  
業へ年末資金(商品仕入、買  
掛金や手形の決済、ボーナス  
支払いなど)の融資を行って  
います。

△融資額 二千七百万円以内  
(特定設備資金は四千五百万  
円以内)△貸付利率 年五  
七%

くわしいことや申し込みは  
国民金融公庫山口支店(山口  
市役所)

## 中小企業で働く皆さんへ

中小企業勤労者共済制度をご存じですか。

中小企業にお勤めのご主人はもちろん、奥さんからお子  
さんまでご家族のくらしと生活の安定をお約束します。

——月々わずかな掛け金で大きな保障——

これを機会にぜひ共済会にご加入ください。

くわしいことは町役場産業課商工水産係までお問い合わせ  
合わせください。

11月は下請取引適正化月間

# おしらせ



## 町文化祭・芸術祭

11月1日～3日

町民文化祭・芸術祭が町公民館で開かれます。

町民文化祭 町、町教育委員会主催

- ▽作品展示 十一月一日(日)から三日(火)までの午前九時から午後四時まで
- ▽茶会 午前十時（婦人会茶道教室）
- ▽種別 洋裁、和裁、書道、写真、手芸、造花、木彫、ペン字、盆栽、文芸、俳句、切り絵、文化刺しゅう、食品、紙人形、古木等
- ▽お茶会 一日、二階口ビー、午前十時
- ▽囲碁大会 一日、午前九時
- ▽芸能大会 一日、三階大講堂

雇用保険の不正受給  
防止にご協力を

十一月は「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

雇用保険の失業給付は被保険者である雇用労働者が失業したときに、生活の安定を図りながら、求職活動や就職活動がやりやすいように必要な給付を行っています。

ところが、最近この制度の趣旨に反し、就職や内職をしていながらその実態を届けないで失業給付を受けるなどの

親子もちつき大会  
(秋吉台少年自然の家で)

事業主のみなさんは、従業員の採用にあたっては、雇用年月日を正確に一日も早く職業安定所に届け出してください。

また、雇用保険受給者を探用された場合には、パート、アルバイト、試用期間を問わず雇い入れの年月日を正しく職安に申告するよう指導ください。

十一月は「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

雇用保険の失業給付は被保険者である雇用労働者が失業したときに、生活の安定を図りながら、求職活動や就職活動がやりやすいように必要な給付を行っています。

ところが、最近この制度の趣旨に反し、就職や内職をしていながらその実態を届けないで失業給付を受けるなどの

不正な受給者が増えています。不正受給を防ぐため、特に事業主のみなさんは、従業員の採用にあたっては、雇用年月日を正確に一日も早く職業安定所に届け出してください。

また、雇用保険受給者を探用された場合には、パート、アルバイト、試用期間を問わず雇い入れの年月日を正しく職安に申告するよう指導ください。

十一月五日

△学生を募集

北九州職業訓練短期大学校

## ダリの世界展

△受験資格 高校を卒業した者（六十三年三月卒業見込みの者を含む）またはこれと同様の学力があると認められるもの

△申込方法 往復はがきに住所、氏名、性別、学校名、学年、同伴の保護者名、電話番号を書き自然の家まで送付してください。

△願書受付 六十三年一月十日（月）～一月八日（月）

△募集定員 電子機械・運輸機械・建設・造形デザイン・展示

△展示 ブックワーカー・油絵・水彩・素描・版画など

△観覧料 一般：八百円（六百円）高・大生：六百円（四百円）小・中生：四百円（二百円）（）は前売り、または三十人以上の団体

△開催場所 下関市立美術館は「イメージの魔術師ダリの世界展」を開きます。

△期日 十一月十二日（木）～十一月十三日（日）月曜日は開館

開ります。

△期日 十二月十二日（土）～十三日（日）の一泊二日

△会場 県秋吉台少年自然の家（〒七五四一〇三、美祢郡美東町大字赤長谷平、☎美東町②〇五八一）

△対象 小学校一年生から中学校三年までの児童・生徒とその保護者が原則

△参加費 一人千八百円

△受験資格 北九州職業訓練短期大学校では昭和六十三年度の学生を次とのおり募集します。

△受験資格

△申込方法 高校を卒業した者（六十三年三月卒業見込みの者を含む）またはこれと同様の学力があると認められるもの

△願書受付 六十三年一月十日（月）～一月八日（月）

△募集定員 電子機械・運輸機械・建設・造形デザイン・展示

△展示 ブックワーカー・油絵・水彩・素描・版画など

△観覧料 一般：八百円（六百円）高・大生：六百円（四百円）小・中生：四百円（二百円）（）は前売り、または三十人以上の団体

△開催場所 下関市立美術館は「イメージの魔術師ダリの世界展」を開きます。

△期日 十一月十二日（木）～十一月十三日（日）月曜日は開館

△受験資格

△申込方法

△願書受付

△募集定員

△展示